

## 愛知県産小麦「きぬあかり」シンボルマークの使用に係る要領

制定	平成25年9月3日付け25園産第309号
改正	平成26年5月9日付け26園産第183号
改正	平成27年8月19日付け27園産第299号
改正	平成30年12月25日付け30園産第591号
改正	令和2年12月25日付け2園産第712号

### (目的)

第1条 この要領は、愛知県（以下「県」という。）が開発した小麦品種「きぬあかり（以下「本小麦」という。）」の普及及び本小麦若しくは本小麦を利用した製品の消費拡大を図るために定めた「シンボルマーク」（登録商標第5667486号、以下「マーク」という。）の適正な使用を推進するために必要な事項を定める。

### (マークの仕様等)

第2条 マークの仕様等は、別紙1のとおりとする。

2 マークは、県から使用を認められた者（以下「使用者」という。）が使用することができる。

### (使用者の責務)

第3条 マークの使用者は、次に掲げる責務を果たさなければならない。

- (1) マークの使用は、本小麦又は本小麦を使用した製品の流通、販売に際する場合に限ること。
- (2) マークを活用し、本小麦が広く消費者に親しまれ定着するよう利用拡大に努めること。
- (3) マークの使用に関する一切の責任は、使用者が負うものとする。
- (4) マークと誤認又は混同を生じさせる類似の標章を使用してはならない。
- (5) マークを第三者に使用させてはならない。
- (6) マークを使用する際は、マークが登録商標である旨の表示を付するよう努めること。
- (7) 愛知県知事（以下「知事」という。）が行う本小麦使用に関わる調査等に協力すること。
- (8) 知事は必要に応じて使用に関する条件をつけることができるものとする。なお、この場合に発生する損害は、使用者が負うものとする。

### (使用の条件)

第4条 マークの使用者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 本小麦を使用した製品を作る場合は、使用割合が100%となる製品作りを基本とすること。
- (2) 他品種を混合した製品を作る場合は、本小麦の使用割合を明らかにするなど、消費者の理解が得られるよう努めること。
- (3) 消費者などから製品について問われた場合には、消費者の誤解を招かないよう対応すること。

(使用申込と回答)

- 第5条 マークを使用しようとする者は、あらかじめ、別紙様式1（使用申込書）を知事に提出し、知事から使用を認める旨の回答を得なければならない。
- 2 知事は、前項の規定に基づきマークを使用しようとする者から別紙様式1（使用申込書）の提出があった場合は、内容を確認し、本要領に適合すると認めるときは、別紙様式2（使用認定書）及び別紙様式3（使用登録証）により使用を認める旨の回答を行うものとする。
  - 3 マークの使用者が、その使用を中止しようとする場合は、別紙様式3（使用中止届出書）により知事に使用中止を届け出なければならない。
  - 4 知事は、毎月末日までに受け付けた別紙様式1（使用申込書）について、翌月末日までに回答を行うものとする。
  - 5 知事は、必要に応じて愛知県のホームページに使用者、取扱品目、住所等を公表するものとする。

(マークの使用料)

- 第6条 マークは、公共的資源として広く県民等に周知を図り、本小麦及び本小麦を利用した製品の消費拡大を図るものであるため、その使用料は無料とする。

(使用の取り消し)

- 第7条 知事は、使用者に、第3条又は第4条に掲げる条件に反する行為が認められた場合は、次の措置を必要に応じて講じることとする。なお、このことによつて生じた損失等については、全て使用者が負担するものとする。
- (1) 指導及び是正処置の請求
  - (2) マーク使用の取消しと既使用製品・シールの回収・廃棄
  - (3) 条件に反する行為をした者の氏名等の公表
  - (4) 訴訟

(マークの適正使用)

- 第8条 知事は、マークの適正な使用を確認するため、必要に応じて使用者に対して資料の請求及び現地調査を実施することができる。この場合、使用者は適切に対応しなければならない。
- 2 マークの使用者は、不正な使用に関する情報があれば速やかに県に報告しなければならない。
  - 3 知事は、前項の規定により情報を入手した場合は、情報収集、必要に応じて実態調査等を実施し、事実の確認に努め、無断使用であった場合は、本要領の趣旨を踏まえ、無断に使用している者に対し、厳正に対処するものとする。

(雑則)

- 第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要領は、平成25年9月3日から施行する。

附則

この要領は、平成26年5月9日から施行する。

附則

この要領は、平成27年8月19日から施行する。

附則

この要領は、平成30年12月25日から施行する。

附則

この要領は、令和2年12月25日から施行する。

## 別紙 1

### 1 名称

「きぬあかり」シンボルマーク

### 2 シンボルマークの仕様



■	C 90	M100	Y 0	K 20
■	C 0	M90	Y 90	K 0
■	C 5	M10	Y 75	K 0

#### ■ シンボルマークのコンセプト

- ・品種名に由来する絹（きぬ）のようなつるつる感をイメージしてもらおう絹玉をデザインに入れました。
- ・穂が大きく収量性が高い「小麦」であることを一目で分かるデザインとしました。
- ・和風なデザインにすることにより、日本めんに適した「小麦」であることを伝えています。

#### ■ 「きぬあかり」開発のねらいとその特徴

愛知県で栽培されていた小麦は、収穫期が梅雨と重なり刈り遅れになりやすいことや、倒れやすいといった栽培上の欠点や、コシの強いうどんが作りにくいといった品質上の欠点がありました。

そこで、愛知県農業総合試験場では、2000年から小麦の品種改良に取り組み、収量が多く、高品質な小麦の新品種を開発し、2011年に「きぬあかり」として品種登録されました。

#### 【特徴】

- ① 日本めん（うどん、きしめん等）に適した生地が強さとめんのコシが出ます。
- ② ゆでめんの食感（弾力性・滑らかさ・かたさ）に優れています。
- ③ めんの色が明るい黄味を帯びます。

### 3 シンボルマークの使用例

#### (1) カラー



背景が白地の場合



背景がカラーや写真の場合

#### (2) 単色及び反転



単色



反転

#### (3) 登録商標である旨の表示



登録商標第 5667486 号

別紙様式 1

愛知県産小麦「きぬあかり」シンボルマークの使用申込書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所  
事業者名  
代 表 者

愛知県産小麦「きぬあかり」シンボルマークの使用に係る要領（以下「要領」という。）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおりマークの使用を申請します。  
なお、使用に際しては、要領を遵守し、適正に取り扱いを行います。

記

1 入手元

( )

※「きぬあかり」小麦・小麦粉等の入手元である事業者名を記入してください。

2 使用内容

使用する区分	マークの使用方法
1 小麦	
2 小麦粉	
3 うどん	
4 きしめん	
5 その他 ( )	

※使用を予定する区分に○印を付けてください。

また、5その他の( )には具体的な製品名を記入してください。

3 申込責任者の連絡先

(1) 住所

〒

(2) 所属・部署名

(3) 職名・氏名

(4) 電話・ファックス

(5) e-mail

別紙様式 2

愛知県産小麦「きぬあかり」シンボルマーク使用認定書

年 月 日

事業者名  
代表者

愛知県農業水産局  
農政部園芸農産課長  
(公印省略)

愛知県産小麦「きぬあかり」シンボルマークの使用に係る要領（以下「要領」という。）第5条第1項の規定に基づき、年 月 日付けで提出のあった使用申込書については、要領第5条第2項の規定により使用を認めます。

つきましては、下記のとおり送付しますので、要領を遵守し、適正な使用をお願いします。また、不正な使用に関する情報がありましたら、速やかに報告してください。

記

- 1 愛知県産小麦「きぬあかり」シンボルマークの使用登録証 1枚
- 2 シンボルマークデータ CD-ROM 1枚
- 3 PR資材（「きぬあかり」のぼり 2枚、ポスター 3枚 等）

(CD-ROMの内容)

フォルダ名	ファイル名	ファイル数
原本ファイル	color.eps	1
	color.jpg	1
	color.png	1
	mono.eps	1
	mono.jpg	1
	mono.png	1
	nega.eps	1
	nega.jpg	1
	nega.png	1
	symbol.pdf	1
-	「きぬあかり」シンボルマーク使用要領.pdf	1

担当  
電話  
FAX



愛知県産小麦「きぬあかり」

シンボルマークの使用登録証

登録番号 ○○○○



事業者名

代表者

愛知県産小麦「きぬあかり」シンボルマークの使用に係る  
要領第5条第2項の規定により使用を認めます。

年 月 日

愛知県知事 ○○ ○○



別紙様式 4

愛知県産小麦「きぬあかり」シンボルマークの使用中止届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所  
事業者名  
代 表 者

愛知県産小麦「きぬあかり」シンボルマークの使用に係る要領第 5 条第 3 項の規定に基づき、その使用を中止したので下記のとおり届け出ます。

なお、使用中止にあたっては、当該マークが付された製品等は一切ありません。

記

1 使用を中止した年月日

2 使用を中止した理由

3 その他